

# 役員選任規約

## (目的)

**第1条** この規約は、本組合が中小企業等協同組合法及び定款に定める役員を選任について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員を選任の期日)

**第2条** 任期満了に伴う役員を選任は、その任期終了する日の前30日以内又はその日の後10日以内に行う。

2 補欠のための役員を選任は、これを行うべき事由が生じた日から2ヵ月以内に行う。ただし、欠員数が下限定数の3分の1以内の場合は、次の総会まで補欠のため選任を行わないことができる。

## (推薦委員の選出及び任期)

**第3条** 推薦会議の推薦委員を選出する場合は、理事長はあらかじめ定款第34条第3項の規定の別表に掲げる地域ごとに定められた組合員に、選出の日時及び選出方法を通知し、定款第34条第4項に基づいて推薦委員を選出するように指示する。

2 前項の通知を受けた組合員は、推薦委員選出後すみやかに、推薦委員の氏名及び住所を記載した書面を理事長に提出するものとする。

3 第1項の推薦委員は、組合の役員以外の組合員でなければならない。

4 推薦委員の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

## (推薦会議)

**第4条** 推薦会議の招集は、理事長が少なくとも総会開催予定日の45日前までに推薦会議の目的、日時及び場所を記載した通知書を各委員に発して行う。

2 推薦会議の議長は、推薦委員のうちから互選する。

3 役員候補者の推薦は、役員を選任を行う総会の会日の20日前までに役員候補者の氏名及び住所を記載した書面を推薦会議の議事録とともに理事長に提出して行わなければならない。

4 前項の推薦は、理事及び監事を区分して行わなければならない。

5 推薦会議は、役員候補者を推薦する場合は、あらかじめ役員候補者の承認を得ておかななければならない。

### (理事会の開催等)

- 第5条** 前条第3項の規定により役員候補者の推薦を受けた理事長は、推薦会議で決定された役員候補者の名簿を作成し、総会提出議案として理事会に諮りその議決を得なければならない。
- 2 前項の議決を得た役員候補者名簿は、総会の開催通知の議案書類として組合員に対して送付しなければならない。

### (総会における役員の選任の議決)

- 第6条** 第2条に規定する役員の選任の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により、投票以外の方法（挙手又は起立等）を定めた場合はその方法によるものとする。
- 2 前項ただし書の規定による投票以外の方法を選任の議決方法として採用する事態が予想される場合には、あらかじめ総会の開催通知に「役員の選任について投票以外の方法を選任の議決方法として採用することになった場合には、書面による議決権の行使として役員の選任を投票用紙で行った役員候補者への賛否の判断は、その議案に対する意思表示となります」旨を併記するものとする。

### (書面による議決権の行使)

- 第7条** 組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行使しようとするときは、総会開催日の1週間前までに組合に対して次の第8条に規定する様式第1号の投票用紙及び様式第2号の投票用封筒の交付を請求することができる。
- 2 組合は、前項の請求があったときは、投票用紙及び投票用封筒を交付しなければならない。
- 3 組合員は、前項により交付を受けた投票用紙に賛否のいずれかを自ら記載し、これを投票用封筒に封入して、総会開催日の前日までに組合に到達するように提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、総会開催日までこれを誠実に保管し、総会の場で議長に引き渡さなければならない。

### (投票用紙及び投票用封筒)

- 第8条** 第6条の規定に基づく役員選任の議決の投票は、別記の様式第1号の投票用紙により行うものとする。ただし、第7条の規定により書面による議

決権を行使する場合は、様式第 1 号の投票用紙及び様式第 2 号の投票用封筒を用いて行うものとする。

#### (投票管理人及び投票立会人)

**第 9 条** 第 6 条の規定に基づく無記名投票により役員を選任を行う場合には、投票管理人及び投票立会人を次のとおりとする。

- (1) 投票管理人は、3 人又は 4 人とする。
- (2) 投票立会人は、1 人又は 2 人とする。
- 2 投票管理人及び投票立会人は、総会において選任する。ただし、役員候補者は、投票管理人及び投票立会人となることができない。
- 3 投票管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。
- 4 投票管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の目前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

#### (投票用紙の交付)

**第 10 条** 投票管理人は、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

#### (投票)

**第 11 条** 組合員は、総会の議案として提出された「役員候補者名簿」に賛成又は反対のいずれかを投票用紙に自ら記載して、これを投票箱に入れなければならない。

- 2 投票用紙には、議決権の行使者である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

#### (投票の終了)

**第 12 条** 投票管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

- 2 投票の終了後は、何人も、投票することができない。

#### (投票用紙交付数の確認)

**第 13 条** 投票管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、投票立会人の確認を得なければならない。

#### (開票)

**第 14 条** 開票は、投票立会人立会いの上、投票管理人が投票箱を開き、賛成票又は反対票のそれぞれの得票数を計算するものとする。

- 2 議長は、第7条第4項の規定により、理事長から引き渡された書面による議決権の行使者の投票封筒を投票管理人に引き渡して、これを開封のうえ前項の得票数に加えて計算するよう指示し、投票管理人は前項の投票数と合算して計算するものとする。

#### (無効投票)

**第15条** 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 記載すべき事項を記載せず白紙もの
- (3) 所定の記載すべき賛成又は反対のいずれかの記載が判別又は確認し難いもの

- 2 投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、投票管理人が、投票立会人の意見を徴して決定する。

#### (開票結果の報告)

**第16条** 投票管理人は、開票を終了したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

#### (その他)

**第17条** 本規定に定めのない事項については、創立総会の議決を経て決定する。

。

#### 附 則

この規程は、設立登記の日（平成23年7月6日）から施行する。

#### 附 則

この規程の一部改正の適用は、平成25年7月1日（定款変更認可日）から施行する。

(参 考)

(第 3 2 条第 3 項に規定する別表)

推 薦 委 員 の 選 出 地 域	推 薦 委 員 の 定 数
<p>①北海道ブロック地域（北海道）</p> <p>②東北ブロック地域 （青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）</p> <p>③関東・甲信越ブロック地域 （栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県）</p> <p>④東海・北陸ブロック地域 （静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県）</p> <p>⑤近畿ブロック地域 （滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県）</p> <p>⑥中国ブロック地域 （岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県）</p> <p>⑦四国ブロック地域 （香川県、徳島県、愛媛県、高知県）</p> <p>⑧九州・沖縄ブロック地域 （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）</p> <p>以上 8 地域とする。</p>	<p>左記に規定する 8 地域で各 1 名 とする</p>